

【質問項目】 UPZ における安定ヨウ素剤の配布について

- ① 誰が配布するのか、また配布終了は誰が管理、判断するのか。
- ② 配布時間（＝受け取る時間）によっては、安定ヨウ素剤の効果が期待できなくなるのではないか。
- ③ UPZ における安定ヨウ素剤の事前配布を行わない理由は何か。
- ④ 原子力災害対策指針においては、放射性物質の放出後、空間放射線量率が一定の値以上となった地域が一時移転等の対象となり、そうってから安定ヨウ素剤を配布するとなっている。しかし、安定ヨウ素剤を摂取して甲状腺被曝を避ける効果を得るためには、摂取するタイミングが重要であり、空間放射線量率が高くなった状態で安定ヨウ素剤を受け取りに行ってから摂取するとなれば、配布場所への異動や配布場所での混乱などにより、余計な時間がかかり、効果的なタイミングで摂取できない可能性が高まるのではないか。
- ⑤ この問題について、これまでに内閣府の指針策定の中でどのような議論がされたのか。

【回答】

- ①、②、③、④、⑤

「原子力災害対策指針（原子力規制委員会）」及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（原子力規制庁）」において、全面緊急事態に至った場合、UPZ 内は状況に応じて実施される避難又は一時移転の途中で安定ヨウ素剤の緊急配布・服用ができる体制を整備する必要がある、とされています。

また、配布及び服用の必要性については、原子力規制委員会が判断し、その判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すことになっており、適切なタイミングで服用することにより放射性ヨウ素の甲状腺への集積を 90%以上抑制できるとされています。

引き続き、国の指針等に基づき、適切な配布体制の整備に努めてまいります。